第四十二条　例外規定

各締約国は、次に掲げる輸入については原産地証明の所持又は提出を要求されないことを確保する。ただし、当該輸入が第三十九条のA、第三十九条のB及び第四十条に定める原産地の証明に関する義務を回避することを目的として行われ、又は準備されたと合理的に認め得る一連の輸入の一部を構成しないことを条件とする。

(a)　その価額が千アメリカ合衆国ドル若しくは当該締約国の通貨によるその相当額又は当該締約国が設定するこれよりも高い額を超えない産品の商業上の輸入。ただし、当該輸入に係る仕入書が、当該産品が原産品であることを示す記述を含むことを条件とすることができる。

(b)　その価額が千アメリカ合衆国ドル若しくは当該締約国の通貨によるその相当額又は当該締約国が設定するこれよりも高い額を超えない産品の商業上の輸入に当たらない輸入

(c)　輸入締約国が原産地証明の所持及び提出の義務を免除した産品の輸入

第二節　運用及び執行

第四十三条　記録の保管

1　各締約国は、第三十九条のA3の輸出者又は同条4の産品の生産者であって原産地証明書の発給を申請する目的で産品が原産品であることを証明する文書を有するものが、原産地証明書の発給の日の後五年間又は当該締約国が指定するこれよりも長い期間、他方の締約国において関税上の特恵待遇を要求する産品が原産品であることに関する記録を自国内で保管することを確保する。当該記録には、次の(a)から(c)までの事項に関する記録を含める。

(a)　輸出される産品の購入、当該産品に係る費用、当該産品の価額及び当該産品に係る支払

(b)　輸出される産品の生産に使用された全ての材料（間接材料を含む。）の購入、当該材料に係る費用、当該産品の生産に使用された全ての材料（間接材料を含む。）の購入、当該材料に係る支払

(c)　輸出される形態での産品の生産

2　各締約国は、原産地申告を作成した認定輸出者が、当該原産地申告の作成の日の後五年間、当該原産地申告を作成した商業上の文書の写し及び第四十一条2に規定する文書を保管することを確保する。

3　各締約国は、産品の生産者であって第三十九条のB4の規定に基づいて誓約を提供したものが、当該誓約を認定輸出者に提供した日の後五年間又は輸出締約国の法令に規定するこれよりも長い期間、輸出締約国の法令に規定するところにより、当該産品の原産地に関連する記録を保管することを確保する。

4　各締約国は、輸入する産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者が、当該産品の輸入の日の後五年間又は当該締約国が指定するこれよりも長い期間、当該産品の輸入に関して当該締約国が要求する文書を保管することを確保する。

5　各締約国は、権限のある政府当局又は指定団体が、その発給した原産地証明書についての記録を当該原産地証明書の発給の日の後少なくとも五年間保管することを確保する。当該記録には、原産品であることを証明するために提示された全ての文書等を含める。

第四十四条　原産品であることについての確認

1　輸入締約国は、関税上の特恵待遇を与えられて他方の締約国から輸入される産品が原産品であるか否かを決定するため、当該輸入締約国の税関当局を通じて次のいずれかの方法により確認を行うことができる。

(a)　輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該産品が原産品であるか否かに関する情報を原産地証明に基づいて要請すること。

(b)　輸出締約国に所在する輸出者又は産品の生産者であって、前条に規定するものに対して質問書を送付すること。

(c)　輸出締約国の権限のある政府当局が当該輸入締約国の税関当局の立会いの下に行う当該輸出締約国における前条に規定する輸出者又は産品の生産者の施設への訪問を通じて、前章の規定に適合していることを示す情報（前条の規定に従って保管される文書に含まれる情報を含む。）を収集すること及びそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うこと並びにそのようにして収集した情報を英語で当該税関当局に提供することを、当該輸出締約国に要請すること。

(d)　両締約国が合意するその他の方法

2　輸入締約国の税関当局がこの条の規定に従って原産品であることについての確認を開始する場合には、適宜、附属書五の規定を適用する。

3　輸出締約国の権限のある政府当局は、1(a)の規定の実施のために、要請された情報を要請の日の後六箇月を超えない期間内に提供する。

輸入締約国の税関当局は、必要と認める場合には、産品が原産品であるか否かに関する追加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の税関当局が追加の情報を要請する場合には、要請された情報を要請の日の後三箇月を超えない期間内に提供する。

輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の権限のある政府当局がこれらの期間内に回答を行わない場合には、確認の対象となっている産品が原産品でないと決定し、当該産品に係る原産地証明を無効なものと認めて、関税上の特恵待遇を与えないこととする。

4　輸入締約国の税関当局は、輸出締約国に所在する輸出者又は生産者に対し、第十条に規定する統一規則に定める方法により、1(b)の質問書を送付する。

5　1の規定は、輸入締約国の税関当局又は権限のある政府当局が、自国において、自国に所在する輸入者、輸出者又は生産者による国内法令の遵守に関連する措置をとる権限を行使することを妨げるものではない。

6　1(b)の規定により質問書を受領する輸出者又は生産者は、当該質問書に回答し、及びその回答を送付するための期間として、当該質問書を受領した日から四十五日の期間を与えられる。

7　輸入締約国は、1(b)の質問書に対する回答を6に規定する期間内に受領し、かつ、確認の対象となっている産品が原産品であるか否かを決定するために多くの情報を必要とすると認めるときは、自国の税関当局を通じ、追加の質問書により輸出者又は生産者に対し追加の情報を要請することができる。この場合において、当該輸出者又は生産者は、当該質問書に回答し、及びその回答を送付するための期間として、当該質問書を受領した日から四十五日の期間を与えられる。

8　(a)　6又は7に規定する質問書に対する輸出者又は生産者による回答が、産品が原産品であることを決定するための十分な情報を含まない場合には、輸入締約国の税関当局は、確認の対象となっている産品が原産品でないと決定し（22に規定する書面による決定による。）、関税上の特恵待遇を与えないこととすることができる。

(b)　6に規定する質問書に対する回答が6に規定する期間内に送付されない場合には、輸入締約国の税関当局は、確認の対象となっている産品が原産品でないと決定し、当該産品に係る原産地証明を無効なものと認めて、関税上の特恵待遇を与えないこととする。

9　1に規定するいずれかの方法による原産品であることについての確認は、1に規定する他の方法により確認を行うことを妨げない。

10　輸入締約国は、1(c)の規定による訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、そのような要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも三十日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約国に送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。

11　10の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。

(a)　当該書面を送付する税関当局を特定する事項

(b)　その施設への訪問が要請される輸出者又は生産者の氏名又は名称

(c)　訪問の実施を希望する日及び場所

(d)　訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっている原産地証明所載の産品の明記を含む。）

(e)　訪問に立ち会う輸入締約国の税関当局の職員の氏名及び官職